

## 令和7年度第2回京都府入札制度等検討委員会 次第

日時 令和7年7月17日（木）  
午前10時～11時30分  
場所 京都経済センター 6-D会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 公契約大綱の見直し案（素案）について . . . . . 資料1

(2) 入札参加資格の見直しの方向性について . . . . . 資料2

(3) その他

4 閉 会

# 京都府入札制度等検討委員会

## 委員名簿

令和7年4月1日時点

役職	委員名	現職	摘要
委員長	くすのき しげき 楠 茂樹	筑波大学人文社会系教授	
委員	まつしま かくや 松島 格也	京都大学防災研究所特定教授	
	つねみね かずこ 常峰 和子	公認会計士	
	みたに しげる 三谷 茂	記者（元京都新聞論説委員）	
	あほ よしひろ 安保 嘉博	弁護士	

任期：令和5年10月13日～令和7年10月12日

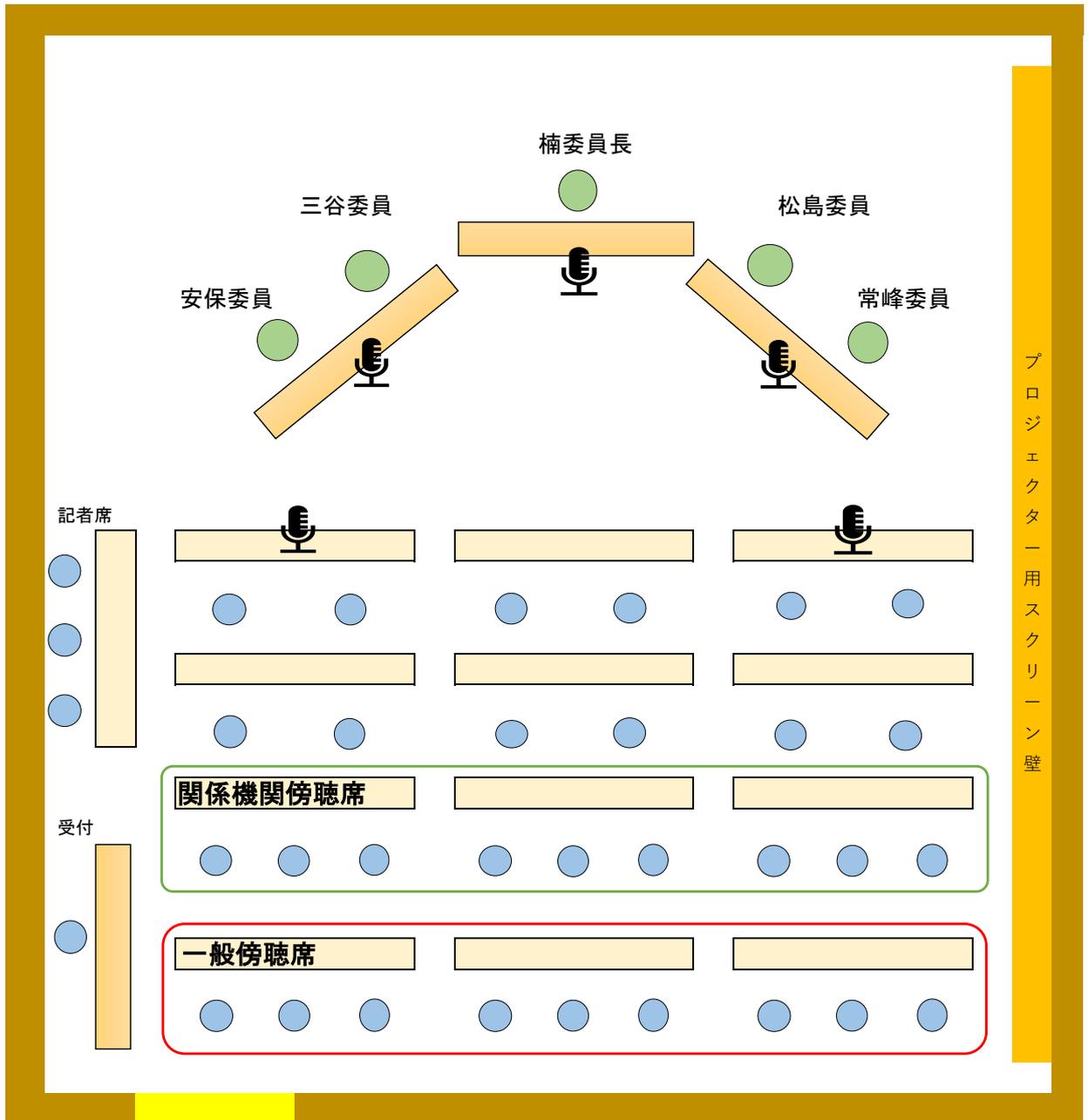
（敬称略、委員は五十音順）

# 令和7年度第2回入札制度等検討委員会 座席図

日時：令和7年7月17日

場所：京都経済センター

6階6-D会議室



出入口

## 公契約大綱見直し案（素案）

## 大綱「Ⅲ 府が取り組むべき内容」の項目

		大綱に反映させるべき 第三次・担い手3法等の内容	大綱「Ⅲ 府 が取り組むべき 内容」の項目	本文<見直し・追加>	別紙（具体的取組）<見直し・追加>
担い手確保	処遇改善・ 価格転嫁 対策	・不当に低い代金による見積り、請負契約の締結の禁止（建設業法第19条の3）	1 健全な競争環境の下での適正な契約の確保	◆担い手確保のため、労務費のしわ寄せ防止など工事に従事する者の処遇改善に努めます。 <追加>	1-(5) ダンピング対策の取組 ○必要経費が見積書等に内訳明示されているか確認する。<追加> ○建設工事の低入札価格調査制度の厳格化を試行する。<見直し>
		・実勢価格の積算への適正な反映及び請負額の変更・契約変更に係る協議の誠実対応（品確法第7条第1項第13号）			1-(5) ダンピング対策の取組 ○市場における労務及び資材等の取引価格に変動が生じた場合は、スライド条項に基づき、適切に請負代金の変更を行う。<追加>
		・技能や経験に応じた適切な処遇改善（CCUS等）の推進（品確法第8条第3項第4項）	2 地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組	◆技術と経営に優れた地域に貢献する優良な企業を評価し、育成します。	2-(2) 技術と経営に優れた地域に貢献する優良な企業の評価 ○建設企業の格付けにおいて技術力や経営力、地域貢献等を評価する。<見直し>
生産性向上	働き方 改革・ 環境整備 の推進	・公共工事等に従事する者の休日等、労働環境の整備（品確法第3条第9項）	1 健全な競争環境の下での適正な契約の確保	◆工事に従事する者の休日や必要な準備期間等を考慮した適正な工期の設定等、働きやすい職場の整備を促進します。<見直し>	1-(2) 適正な工期等を設定及び労働環境を整備する取組<見直し> ○「工期に関する基準」に基づき、自然要因（降雨・降雪・猛暑日等）等を考慮した適正な工期で契約を締結する。<見直し> ○週休2日制工事を実施し、公共工事等に従事する者の休日が適正に確保されるよう努める。<見直し> ○建設現場で働く誰もが働きやすい職場環境の整備を促進する。<追加>
		・発注関係事務、現場管理へのICT活用の推進・ICT活用による施工体制台帳の提出義務の緩和（品確法第7条第4項、入契法第15条） ・ICTを活用した現場管理の推進と下請負人の指導（建設業法第25条の28）	3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保する取組	◆労働関係法令等の遵守を徹底します。	3-(1) 元請下請関係の適正化 ・全ての工事で施工体系図と下請契約書の写しの提出を求める。（「建設キャリアアップシステム」等の活用により施工体制を確認する場合を除く。）<見直し>
		・脱炭素化に向けた技術の活用（品確法第3条第13項）  ・入札執行残分の活用について実情に合わせて見直し	2 地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組	◆情報通信技術を含む新技術の活用等により生産性を向上します。<見直し>  ◆入札執行残分を有効活用します。 <見直し>	2-(5) 生産性向上の取組 ○情報通信技術の活用等により、工事に関する情報の集約化・可視化を推進し、受発注者間の情報共有システムの活用や検査書類の簡素化等により作業の効率化を図る。 ○施工段階における情報通信技術の活用を促進するため、ICT活用工事を実施した受注者に対し、工事成績評価において評価する制度を試行する。  2-(4) 事業費の入札執行残分の有効活用 ○建設工事の事業費について入札執行残分を当該事業に充当するなど有効活用を図る。 <見直し>
地域における 対応力 強化	適切な入札条件等での発注の推進	・地域の実情を踏まえた競争参加資格、規模、工期の設定（品確法第7条第1項第7号）	1 健全な競争環境の下での適正な契約の確保	◆地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模による発注をします。<追加>	1-(1) 透明性、公平性、競争性を確保する取組 ○建設工事の一般競争入札では、応札可能者数が概ね30者以上となるよう入札参加資格要件を定める。 ○建設工事の指名競争入札では、概ね20者を指名し、指名理由を公表する。 <見直し予定> 応札可能者数の見直し（具体的な記載内容は次回検討予定）
	災害対応力の強化	・災害工事での労災・損害の保険契約の促進と積算への反映（品確法第7条第1項第1号）		◆災害時等において、緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を活用並びに労災保険契約の締結を促進します。<見直し>	1-(6) 災害時等における緊急性に応じた入札契約方法を活用する取組 ○災害協定に基づく災害復旧工事等に従事する者の労災保険契約に要する経費を適切に確保する。<追加>

## 大綱「Ⅳ 公契約の相手方に求める内容」の項目

		大綱に反映させるべき 第三次・担い手3法の内容	大綱「Ⅳ 公 契約の相手方 に求める内容」 の項目	本文<見直し・追記>
担い手確保	処遇改善・ 価格転嫁 対策	・不当に低い代金による見積り、請負契約の締結の禁止（建設業法第19条の3）	1 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保	◆元請下請関係適正化指針の遵守を求めます。 ・適正な請負代金・工期での契約の締結<追加> ・情報通信技術の活用等による生産性の向上、技術者の育成、労働環境の改善を図る<追加> ・災害時の適切な保険契約の締結<追加>
		・技能や経験に応じた適切な処遇改善（CCUS等）の推進（品確法第8条第3項第4項）		
生産性向上	働き方 改革・ 環境整備 の推進	・著しく短い工期による請負契約の締結の禁止（建設業法第19条の5）		
		・ICTを活用した現場管理の推進と下請負人の指導（建設業法第25条の28）		
地域における 対応力 強化	災害対応力の強化	・災害工事での第三者損害への保険加入の促進（品確法第8条第5項）		

※太字部分：見直し又は追加部分

第三次・担い手3法の概要（公共工事の入札契約関係で拡充された主な取組）

		品確法（平成17年法律第18号） 〔公共工事の品質確保の促進に関する法律〕	建設業法（昭和24年法律第100号）	入契法（平成12年法律第127号） 〔公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律〕
		改正法 公布 令和6年6月19日 施行 令和6年6月19日	改正法公布 令和6年6月14日 施行 ・令和6年9月1日 労務費等の大臣調査権限等 ・令和6年12月13日 現場技術者専任義務の合理化等 ・公布から1年6カ月以内 原価割れ契約の禁止等	改正法公布 令和6年6月14日 施行 ・令和6年6月19日 適正化指針に基づく勧告等 ・令和6年12月13日 価格転嫁の円滑化等 ・公布から1年6カ月以内 材料費等記載見積書の義務化
（改正的なし）		公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する	建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与する	公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図る
改正内容（拡充された取組等）	担い手確保	<p>《受発注者》</p> <p>◎ <u>著しく短い工期による請負契約の締結の禁止</u></p> <p>○ <u>技能や経験に応じた適切な処遇改善（GCUS等）の推進</u></p> <p>&lt;発注者&gt;</p> <p>◎ <u>実勢価格の積算への適正な反映及び請負額の変更</u></p> <p>○ 職業訓練法人支援など、中長期的な担い手の育成・確保</p> <p>○ 施工時期の平準化等に必要な自治体関係部局の相互連携</p> <p>○ 国民の関心と理解を深める広報・啓発活動の充実等</p>	<p>《受発注者》</p> <p>◎ <u>不当に低い代金による見積り、請負契約の締結の禁止</u></p> <p>○ <u>契約変更に係る誠実協議の求め</u></p> <p>&lt;受注者&gt;</p> <p>◎ 契約前の発注者への「おそれ情報」の通知</p> <p>◎ <u>著しく短い工期の請負契約の禁止</u></p> <p>○ 材料費等記載見積書の作成・交付</p>	<p>&lt;発注者&gt;</p> <p>◎ 違反の疑いがある契約行為の許可権者への通知</p> <p>◎ <u>契約変更に係る協議の誠実対応</u></p> <p>&lt;受注者&gt;</p> <p>◎ 省令で定める内容を記載した入札金額の内訳の提出</p>
	生産性向上	<p>&lt;発注者&gt;</p> <p>◎ <u>新技術や総合的に価値の最も高い資材等の適切な評価採用</u></p> <p>◎ <u>脱炭素化に向けた技術の活用</u></p> <p>○ 地域の事業者と技術力を有する企業との協力・連携の措置</p> <p>○ <u>発注関係事務、現場管理へのICT活用の推進</u></p>	<p>&lt;発注者&gt;</p> <p>◎ 営業所技術者、監理技術者等の専任義務の見直し</p> <p>&lt;受注者&gt;</p> <p>○ <u>ICTを活用した現場管理の推進と下請負人の指導</u></p>	<p>&lt;発注者&gt;</p> <p>◎ <u>ICT活用による施工体制台帳の提出義務の緩和</u></p> <p>○ ICT活用に向けての建設業者への指導・助言等</p>
	地域における対応力強化	<p>《受発注者》</p> <p>◎ <u>災害工事での労災・損害の保険契約の促進と積算への反映</u></p> <p>&lt;発注者&gt;</p> <p>○ 復旧・復興JVの活用</p> <p>○ 被災状況の把握、復旧の立案への有識者・経験者の活用</p> <p>○ 参加者確認型随意契約方式等の適切な入札契約方法の選択</p> <p>○ <u>地域の実情を踏まえた競争参加資格、規模、工期の設定</u></p> <p>○ 広域的な維持管理の際の発注者間、関係部署間の連携</p> <p>○ 地域維持型契約等による維持管理での民間事業者との連携</p> <p>○ 発注関係職員の育成や体制の補完・支援体制の整備</p>		

◎：義務    ○：努力

下線：改正項目のうち公契約大綱に関連する項目

## ◎公契約大綱見直しの背景

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法が令和6年6月に改正された。

これを受けて、公契約における受発注者関係の更なる適正化等へ向けて取組の拡充を行うものについて、大綱に反映させるため見直しを行う。

## ◎公契約大綱の見直しの内容

担 い 手 確 保	<b>①処遇改善・価格転嫁対策</b>	
	○適切な価格転嫁対策による労務費へのしわ寄せ防止 ○能力に応じた適切な処遇の確保	
	反映内容	・見積書・入札金額内訳書における適切な労務費の確保 ・低入札価格調査制度の厳格化の試行(従前は制度の検証、見直し) ・スライド条項に基づく適切な請負代金変更
	<b>②働き方改革・環境整備の推進</b>	
	○休日の確保の推進	
	反映内容	・「工期に関する基準」に基づく適正な工期の確保 ・週休2日制工事の実施(従前は試行)
生 産 性 向 上	<b>③新技術の活用等による生産性の向上</b>	
	○調査等や発注から維持管理までのICT活用 ○脱炭素化の推進	
	反映内容	・建設キャリアアップシステム等活用による施工体制の確認 ・建設企業の格付けにおいて評価
地 域 に お け る 対 応 力 強 化	<b>④適切な入札条件等での発注の推進</b>	
	○地域の実情を踏まえた適切な条件・発注規模による発注等	
	反映内容	・応札可能者数等の見直し
	<b>⑤災害対応力の強化</b>	
	○災害工事での労災保険契約の締結促進	
	反映内容	・工事中の第三者損害への保険加入の促進

# 第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 賃金支払いの実態の把握、必要な施策</li> <li>● 能力に応じた処遇</li> <li>● 多様な人材の雇用管理の改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標準労務費の確保と行き渡り</li> <li>● 建設業者による処遇確保</li> </ul>
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スライド条項の適切な活用（変更契約）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資材高騰分等の転嫁円滑化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約書記載事項</li> <li>- 受注者の申出、誠実協議</li> </ul> </li> </ul>
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 休日確保の促進</li> <li>● 学校との連携・広報</li> <li>● 災害等の特別な事情を踏まえた予定価格</li> <li>● 測量資格の柔軟化【測量法改正】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工期ダンピング防止の強化</li> <li>● 工期変更の円滑化</li> </ul>
生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICT活用（データ活用・データ引継ぎ）</li> <li>● 新技術の予定価格への反映・活用</li> <li>● 技術開発の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICT指針、現場管理の効率化</li> <li>● 現場技術者の配置合理化</li> </ul>	
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適切な入札条件等による発注</li> <li>● 災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）</li> </ul>	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ <b>公共工事品質確保法等の改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ）</li> <li>・誘導的手法（理念、責務規定）</li> </ul> </li> <li>◇ <b>建設業法・公共工事入札適正化法の改正</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ）</li> <li>・規制的手法など</li> </ul> </li> </ul>
	公共発注体制強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 発注担当職員の育成</li> <li>● 広域的な維持管理</li> <li>● 国からの助言・勧告【入契法改正】</li> </ul>	

# 公契約大綱

## はじめに

京都府は、公契約の発注者としての立場から、「公正な競争」、「地域経済への配慮」、「安心・安全の確保」のバランスがとれた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に応えていく必要があります。

この公契約大綱は、そうした観点に立ち、公契約の基本理念とともに、発注者として主体的に取り組む具体的な内容を、府民の皆さんに分かりやすく示すものです。

これまでの京都府における入札制度改革の経緯を踏まえ、建設工事を中心として、具体的な取組を取りまとめました。

今後、社会経済情勢に即応して、柔軟に、かつ、迅速に見直していくこととしています。

(注)この大綱において「公契約」とは、京都府の代金支払いの原因となる府が締結する契約とします。

## I 目 的

この大綱に基づき、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与します。

## II 基本方針

公正な競争の下で公共調達を行い、地域経済の活性化や府民の安心・安全の確保を実現するため、次の事項を公契約の基本とします。

- ◇公正な競争並びに品質及び価格の適正の確保
- ◇入札及び契約の過程における透明性及びコンプライアンスの確保
- ◇談合その他の不正行為の排除
- ◇地域における雇用及び地域経済に与える効果への配慮
- ◇災害発生時における初期対応など地域の安心・安全の確保
- ◇技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価
- ◇公契約からの暴力団排除の徹底
- ◇建設工事の技術力、施工能力を有しない不良不適格業者の排除
- ◇事業活動における社会貢献の促進

## III 府が取り組むべき内容

上記IIの基本方針に基づいて、公契約の適正化を図るため次の取組を進めます。  
なお、具体的な取組は別紙のとおりです。

### 1 健全な競争環境の下での適正な契約の確保

- ◆一般競争入札を基本に公正で透明な入札を実施します。
- ◆工事に従事する者の休日や必要な準備期間等を考慮した適正な工期等を設定します。
- ◆翌年度にわたる工期の設定など必要に応じた取組により施工時期を平準化します。
- ◆情報の漏えい防止など万全のコンプライアンス対策を実施します。
- ◆談合その他の不正行為を厳しく排除します。
- ◆最低制限価格算定基準の適切な見直しなどにより、行き過ぎた低価格競争（ダ

ンピング) への対応を強化します。

◆災害時等において緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を活用します。

## 2 地域経済の発展と優良な企業の育成の促進

◆府内企業（府内に本店を置く企業）への発注を原則とします。例外的に府外企業に入札参加を認める場合は、その理由について説明責任を果たします。

◆技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業を評価し、育成します。

◆情報通信技術の活用等により生産性を向上します。

◆災害対応などで地域の安心・安全に貢献する企業を優先する入札方式を実施します。

◆入札執行残分を地域の事業に還元します。

◆京都府暴力団排除条例に基づき公契約から暴力団排除を徹底します。

◆建設工事の入札参加資格審査から工事完成までのプロセスにおいて、不良不適格業者を排除します。

◆物品調達において、府内中小企業（府内に本店又は営業所等を置く中小企業）の振興に資するため、受注機会の増大を図ります。

## 3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

◆労働関係法令等の遵守を徹底します。

◆元請下請関係の適正化を推進するとともに、実効性を確保するための措置を講じます。

◆重層的な下請構造を改善します。

## 4 事業活動における社会貢献の確保

◆障害者雇用など社会貢献に積極的な企業を評価します。

◆環境負荷の低減に積極的な企業を評価します。

## IV 公契約の相手方に求める内容

上記Ⅱの基本方針を踏まえ、関係法令の遵守の下で、公正な競争及び契約の誠実な履行を行うとともに、次の事項について重点的に取り組むよう求めます。

### 1 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

◆労働関係法令等の遵守の徹底を求めます。

◆元請下請関係適正化指針の遵守を求めます。

・施工体系図等の提出及び再下請負人等への指導の徹底

・不適正事案における調査への協力

・下請重層化の抑制

### 2 事業活動における社会貢献の実施

◆障害者の雇用促進及び障害者等が働きやすい職場環境づくりを求めます。

◆防災等の地域の安心・安全活動への参加と協働を求めます。

◆事業活動に伴う環境負荷の低減を求めます。

## V 評価・検証による改善

本大綱の取組については、第三者委員会による評価・検証を行いながら、PDCAサイクルを実施し、社会経済情勢に応じ、柔軟に、かつ、迅速に見直しを行っていくこととします。

## 【別紙】

### 1 健全な競争環境の下で適正な契約を確保する取組

#### (1) 透明性、公平性、競争性を確保する取組

- 一般競争入札を基本とし、予定価格1,000万円未満の建設工事は、原則指名競争入札とする。
- 建設工事の一般競争入札では、応札可能者数が概ね30者以上となるよう入札参加資格要件を定める。
- 建設工事の指名競争入札では、概ね20者を指名し、指名理由を公表する。
- 入札事務を発注組織から分離するとともに、公契約の適正化、入札契約制度の運用管理の一元化を段階的に実施する。
- 建設工事について電子入札を全面的に実施する。

#### (2) 適正な工期を設定する取組

- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づき、適正な工期で契約を締結する。
- 週休2日の現場閉所を行う工事を試行する。
- 契約締結後においても、設計図書に示された施工条件と実際の現場の不一致、予期せぬ特別な事態の発生など受注者の責によらない事由が生じ、必要と認められるときは、受発注者協議の上、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。
- 労働力や工事の資機材確保のため、受注者が一定の期間内で工事開始日を選択できるフレックス工期制度を活用する。

#### (3) 施工時期を平準化する取組

- 建設工事において繰越明許費や債務負担行為を活用し、翌年度にわたる工期設定を行う。
- 主な建設工事において中長期的な発注見通しを公表し、計画的な発注を行う。
- 測量等業務委託において発注見通しを公表し、計画的な発注を行う。

#### (4) コンプライアンス対策の取組

- 情報漏えいの未然防止のための取組を行う。
  - ・「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」を定め、発注担当職員と事業者等との接触を制限する。(業務上必要な場合を除き接触を禁止、業務上必要な場合も決められた場所以外での接触を禁止、業務上の打合せ等は原則複数職員で対応し記録)
  - ・発注担当職員以外の入札情報(設計額、予定価格等)へのアクセスを制限する。
  - ・決裁ルートを必要最小限とする。
  - ・最低制限価格の算定において補正係数を導入する。
  - ・「建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱」を定め、問い合わせ内容について記録し、所属長への報告を義務付ける。(非公開情報の不正な聞き出し等は入札コンプライアンス管理指導者に報告)
  - ・非公開情報の不正な聞き出し等については公表し、当事者を指名停止措置とする。
  - ・電話録音機を導入する。
- 組織的な管理運営を行い、高いコンプライアンス意識を醸成する。
  - ・建設工事の各発注所属に入札コンプライアンス管理指導チームを設置し、接触制限などの取組の実施状況を点検し、職員指導を徹底する。
  - ・各部局に入札コンプライアンス管理指導者(発注に係る決裁に関わらない者から選任)を設置する。
  - ・高いコンプライアンス意識を持った組織づくりを行う。(管理指導チームによる職員指導、階層別入札契約担当者向けの研修実施、コンプライアンス相談員や内

部通報制度の活用)

- 不正事案に対する厳罰化（ペナルティ強化）を図る。
  - ・贈賄、談合及び非公開情報の不正な聞き出し等に対しては、指名停止期間を大幅に延長する。（最大36箇月）
  - ・懲戒処分の対象となる行為を明確化する。

#### (5) ダンピング対策の取組

- 公募型プロポーザル方式や公募型コンペ方式を活用する。
- 最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式に現場状況を反映させた最低制限価格算定基準を採用する。
- 建設工事の積算内訳書チェックを厳格化する。
- 建設工事の一部で予定価格の事後公表を試行する。
- 建設工事の低入札価格調査制度を検証し、見直す。
  - ・低入札調査基準価格を下回った場合は、厳格な調査を実施し、その結果を踏まえ制度の見直しを検討する。
- 測量等業務委託について、国の算定式に準じた最低制限価格を設定する。

#### (6) 災害時等における緊急性に応じた入札契約方法を活用する取組

- 災害時等においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧工事等については随意契約を、その他の災害復旧工事等については指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じた入札・契約方法の選択に努める。
- 災害等発生後、一時的に需給がひっ迫し、労務や資機材等の調達環境に変化が生じ、積算に使用する価格と実際の取引価格がかい離しているおそれがある場合等においては、見積を徴取し予定価格を設定する。

## 2 地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組

### (1) 府内企業への発注の徹底

- 地域経済に配慮し、施工できる企業が府内にないか、極めて少数の場合を除き、原則として府内企業に発注する運用を徹底する。例外的に府外企業の入札参加を認める工事は、別途第三者委員会でチェックし公表する。
  - ・WTO案件や特殊・専門工事で施工できる企業が府内に無いか、極めて少数なことが客観的に明確なもの（第三者委員会で該当工事の類型を事前に審査）については、実施状況を第三者委員会へ報告する。
  - ・上記以外で、府外企業の参加を認めようとする場合は、第三者委員会で審査する。
- 下請負先を府内企業とするよう要請し、府内企業の下請比率に応じた工事成績評価を実施する。
- 府外企業への下請負については、理由書を徴取する。

### (2) 技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価

- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。
- 優良な企業にインセンティブが働く等級区分及び発注標準を設定する。
- 特に府民生活に身近な工事については、地域に精通した企業による入札を試行する。（応札可能者数が不足する場合は上位ランク企業を参加可能にし競争性を確保）

### (3) 総合評価競争入札の活用

- 地域貢献の評価項目を充実し、評価点を細分化する。

- 災害対応等で地域貢献する企業を優先する入札方式を試行する。
- 中長期的な公共工事の品質確保等のため、工事の性格や地域の実情等に応じ、若手技術者の配置等を評価する工事を試行する。

#### (4) 事業費の入札執行残分の有効活用

- 建設工事の事業費について入札執行残分を地域の事業に還元する。

#### (5) 生産性向上の取組

- 情報通信技術の活用等により、工事に関する情報の集約化・可視化を推進し、受発注者間の情報共有システムの活用や検査書類の簡素化等により作業の効率化を図る。
- 施工段階における情報通信技術の活用を促進するため、ICT活用工事を実施した受注者に対し、工事成績評定において評価する制度を試行する。

#### (6) 暴力団や不良不適格業者の排除

- 下請負契約等も対象として、公契約から暴力団排除を徹底する。
- 立入調査や現場点検などの厳格な実施により、不良不適格業者を排除する。

#### (7) 物品調達における府内中小企業の受注機会の増大

- 物品のうち、官公需法に基づく中小企業官公需特定品目の調達において、経済性を考慮した上で、府内中小企業に限定した入札を実施する。

### 3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保する取組

#### (1) 元請下請関係の適正化

- 労働関係法令等の遵守を契約（下請契約を含む）に明記する。
- 「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」を定め、その遵守を契約で義務化する。
  - ・発注所属毎に契約遵守窓口を開設する。
  - ・全ての工事で施工体系図と下請契約書の写しの提出を求める。
  - ・正当な理由なく府の指示に従わない場合は、契約の解除、指名停止等の措置を講じる。
  - ・関係機関（関係法令の処分権限者）との連携を強化する。

#### (2) 重層的な下請構造の改善

- 特殊で専門的な工事を除き、下請負は、土木工事で2次まで、建築工事で3次までとすることを義務化する。
  - ・重層化する場合は、理由書及び労働者の賃金水準や下請けの内容が適正であることが分かる書類の提出を求め、法令遵守の徹底を図る。

### 4 事業活動における社会貢献を確保する取組

#### (1) 障害者雇用等に積極的な企業の評価

- 障害者雇用、消防団への協力、ワーク・ライフ・バランスへの取組など地域貢献を行う企業から物品を優先調達する。
- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。

#### (2) 環境負荷の低減に積極的な企業の評価

- グリーン入札（環境配慮企業からの物品の優先調達）を推進する。
- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。

# 入札参加資格の見直しの方向性 について

令和7年7月17日

指導検査課

# (目次)

---

1. 現状と課題
2. 見直しの方向性 (案)

# 現状と課題

## 1. 最上位等級企業数の増加

- これまでの取組により、業界全体の技術力や経営力が向上
- 結果、最上位等級の企業数が増加 ➡ 優良企業の増加は好ましい傾向

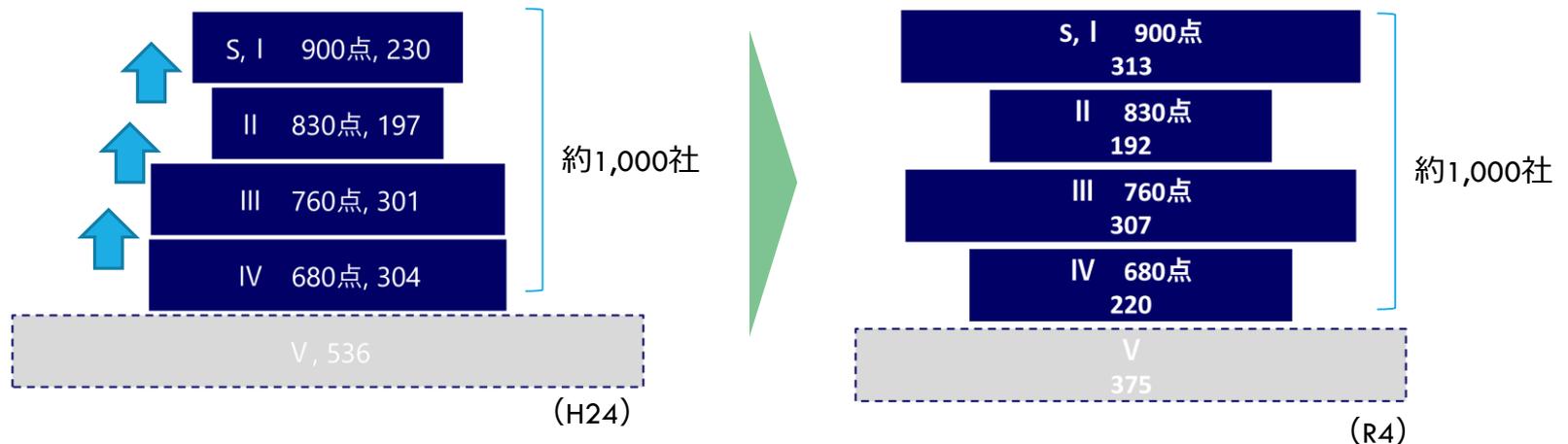


図 等級別企業分布の変化（土木一式）

最上位等級の企業数が増加傾向にある中、業界全体として更なる技術力等の向上を図るためには、より高次の目標を見据えた継続的な成長が重要

**最上位等級を超える目標設定が必要**

# 現状と課題

## 2. 物価高騰等に伴う建設工事費の上昇

- 労務費の上昇、建設資材の高騰等の影響により、建設工事費が上昇

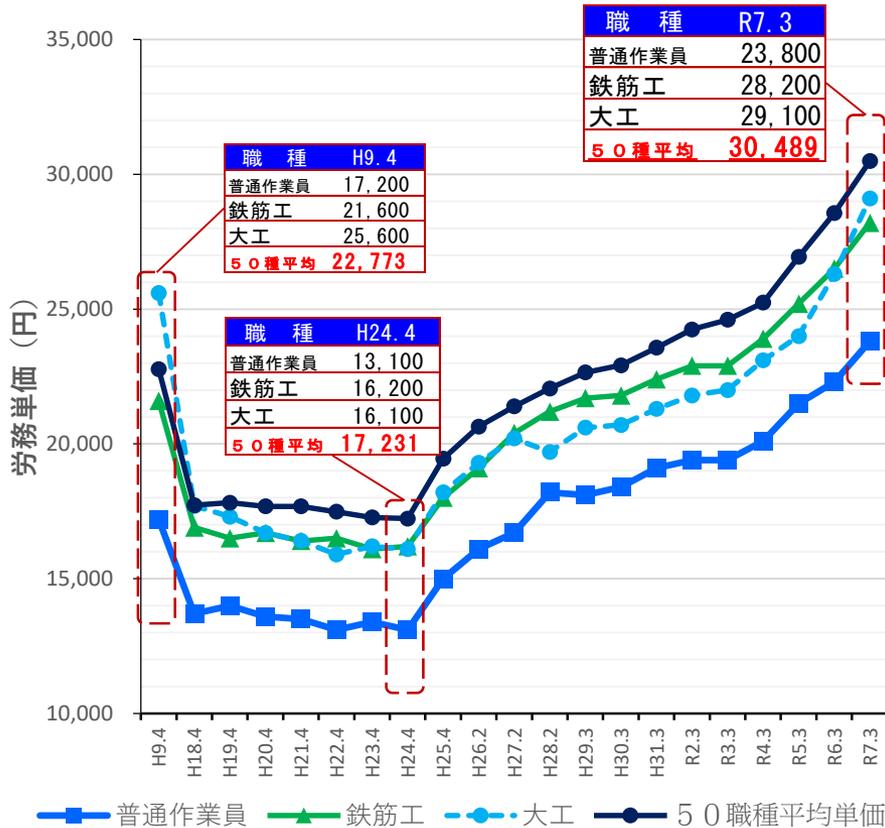


図 労務単価の推移 (京都府)

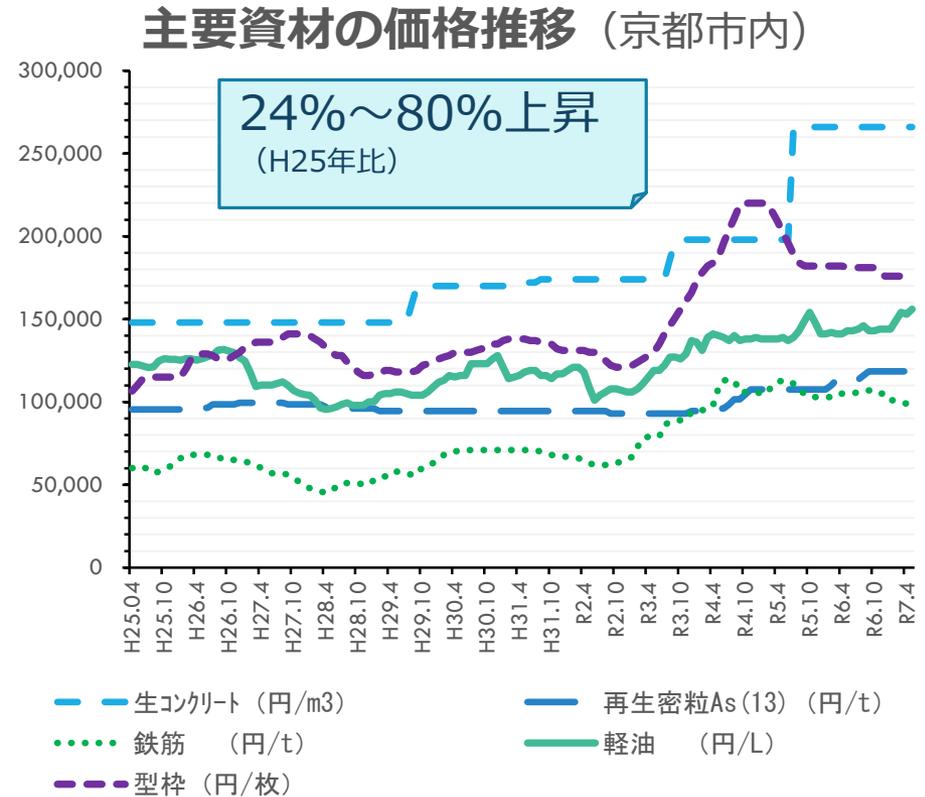


図 主要資材単価の推移 (京都市内)

物価高騰等への対応が必要

# 現状と課題

## 3. 地域要件の広域化

- 平成18年に全国知事会が緊急報告した「都道府県の公共調達改革に関する指針」を参考に、「京都府公契約大綱」において公共工事の応札可能者数を概ね30者以上（指名競争は概ね20者）と定めた。

➔ 応札可能者数を確保するため、  
地域要件を広域化



### 土木一式工事Ⅱ等級の例

土木事務所	管轄エリア	業者数
丹後土木事務所	京丹後市、宮津市、与謝郡	11者
中丹西土木事務所	福知山市	17者
中丹東土木事務所	舞鶴市、綾部市	11者

**3土木事務所を1ブロックとすることで  
応札可能者数30者以上を確保**

# 現状と課題

## 3. 地域要件の広域化

- 地域要件の広域化 → その結果、競争性は確保されたものの、くじ引き発生率は約60%、抽選倍率は約14倍（全国的に最も高い）

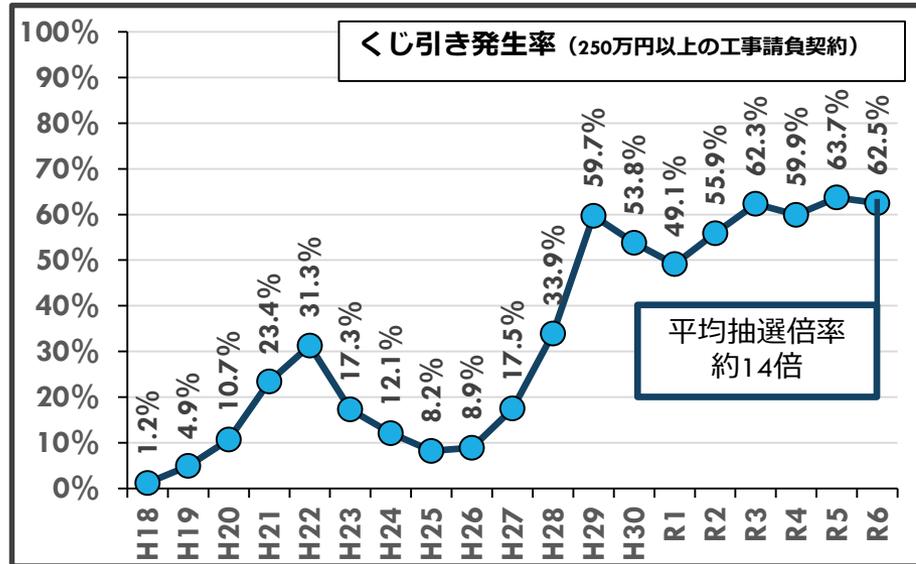


図 くじ引き発生率

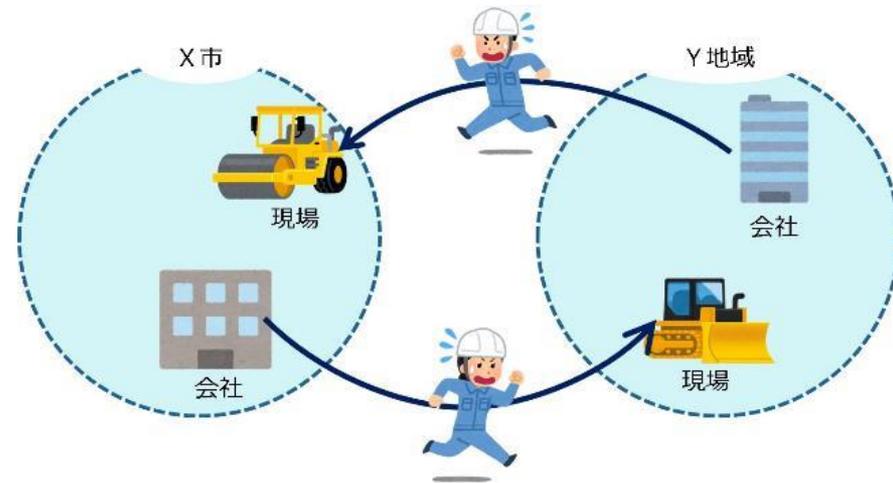


図 広域化により施工現場が遠い (イメージ図)

- 〈新たな課題〉 過剰な競争性 → 高すぎるくじ引き発生率  
(受注結果が抽選によって左右される)
- 地域要件の広域化 → 施工現場が遠すぎる

**競争性を確保しつつ、応札可能者数の見直しが必要**

## 4. 企業の技術力・経営力に応じた要件設定

- **経営規模の大きな上位企業**

比較的広域なエリアで、技術力やスケールメリットを活かし、大規模工事を効率的に推進



技術力等を的確に評価することが必要

- **経営規模の零細な企業**

比較的小規模なエリアで、地域に密着した工事・維持管理等を実施



地域要件の細分化・受注機会への配慮が必要

**企業の技術力・経営力に応じた要件設定が必要**

## 1. さらなる上位等級の設定

- 現行の最上位等級よりも高次の技術要件や経営要件を設定
- 等級別の受注可能額を示す発注標準額を現在よりも高額に設定

➡成長する企業へのインセンティブ付与、物価上昇への対応

## 2. 競争性を確保しつつ、応札可能者数を見直し （地域要件の再設定）

- 現行制度設定時に確保した競争性を損なうことがないよう、十分に配慮しつつ、応札可能者数の見直しを行う

➡地域要件の再設定